

第12回

(令和7年12月10日)

# 議事録

錦町農業委員会

## 錦町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和7年12月10日（水）午前9時30分から午前10時30分
- 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
- 3 出席委員 10名

1番委員 柳瀬 真也・2番委員 古里 直樹・3番委員 水本 重利・4番委員 田浦 孝利・5番委員 立尾富美香・6番委員 坂口 雅子・7番委員 山崎 真一・8番委員 尾方 栄氏・9番委員 中村 竜郎・10番委員 尾方 安技子
- 4 欠席委員
- 5 議事日程
  - 1) 会期の決定
  - 2) 議事録署名委員の指名
  - 3) 議第45号案 農地法第3条の規定による許可申請について  
議第46号案 農地法第5条の規定による許可申請について  
議第47号案 農用地利用集積等促進計画について  
議第48号案 非農地証明願いに対する認定について  
報告第10号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について
- 6 事務局職員

事務局長 山本直樹、農地係 園林沙恵
- 7 会議の概要

議長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、2番・3番委員にお願いします。

議長 諸事報告がありましたらお願いします。

5番 九州・沖縄女性農業委員研修報告

議長 議第45号案農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第45号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）

議長 調査番号1番について1番委員から調査報告をお願いします。

1番 （調査番号1）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族7人（稼働力2人）です。経営面積57aの内、田が49aで、水稻40aとイタリアン9a作付です。畑が8aあり、ソルゴーを作られています。3条調査項目により報告します。1番2番（通

作距離) : 200m、1 分です。3 番 (小作地) : 問題なし。4 番 (貸付地) : 問題なし。5 番 (価格) : 全部で 40 万円です。6 番 (耕作放棄地) : 問題なし。7 番 (農機具の利用計画) : トラクター他。8 番 (取得農地の利用計画) : トウモロコシ等の飼料を作付け予定です。9 番 (周辺地域との関係) : 共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 次に調査番号 2 番について、6 番委員から調査報告をお願いします。

6 番 (調査番号 2) 申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手からの要望です。貸借期間は 5 年間です。譲受人の経営内容について報告します。家族 3 人 (稼働力 3 人) です。経営面積は 66a で、全て梨を作付けられています。3 条調査項目により報告します。1 番 2 番 (通作距離) : 500m、2 分です。3 番 (小作地) : 問題なし。4 番 (貸付地) : 問題なし。5 番 (価格) : 10 a 当り 5 万円で借りられます。6 番 (耕作放棄地) : 問題なし。7 番 (農機具の利用計画) : トラクター他。8 番 (取得農地の利用計画) : 野畠 4417 にはユズが植えられており、その他は梨です。9 番 (周辺地域との関係) : 共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 それでは、調査報告が終わりましたので質問のある方は挙手の上お願いします。

8 番 調査番号 2 番について、10 a 当り 5 万円ということだが、高すぎないか。

6 番 現況は梨が栽培されており、収穫が可能であることから 5 万円と決められました。

議 長 他にはありませんか。質問もないようですので、採決に移ります。調査番号 1 番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員 : 挙手) 全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号 2 番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員 : 挙手) 全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。次に議第 46 号案農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第 46 号案農地法第 5 条の規定による許可申請について (朗読)

議 長 調査番号 1 番について、私から調査報告を行います。

(調査番号 1) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。5 条調査項目により報告します。1 番 (農地区分) : 2 種農地です。2 番 (着工時期) : 許可後から着工されます。3 番 (資金調達) : 全て借入金です。4 番 (転用面積) : 問題なし。5 番 (周囲の承諾) : 問題なし。6 番 (公衆衛生) 上水道は町の水道につながれます。下水関係は合併浄化槽対応です。雨水は地下浸透です。7 番 (防除措置) 土砂の流出は、問題ないと思われますが、問題が起きた際は対応されます。8 番 (日照通風) 問題なし。9 番 (小作地か) 問題なし。10 番

（農振法）：農用地区域外です。価格については親子間であり、0円です。以上で調査報告を終わります。

議長 調査番号2番について、1番委員から調査報告をお願いします。

1番 (調査番号2) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅と公衆用道路です。5条調査項目により報告します。1番（農地区分）：2種農地です。2番（着工時期）：令和8年の1月中旬から着工されます。3番（資金調達）：全額借入金です。4番（転用面積）：問題なし。5番（周囲の承諾）：問題なし。6番（公衆衛生）町の上下水につなげます。7番（防除措置）土砂の流出は、高低差が無く問題ないと思われますが、問題が発生した場合には対応していただきます。8番（日照通風）問題なし。9番（小作地か）問題なし。10番（農振法）：農用地区域外です。価格については、全部で5,600,000円です。以上で調査報告を終わります。

議長 調査番号3番について、9番委員から調査報告をお願いします。

9番 (調査番号3) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は太陽光発電設備です。5条調査項目により報告します。1番（農地区分）：2種農地です。2番（着工時期）：許可後から着工されます。3番（資金調達）：全額自己資金です。4番（転用面積）：問題なし。5番（周囲の承諾）：問題なし。6番（公衆衛生）施設に給水は無く、雨水は地下浸透です。7番（防除措置）土砂の流出は、問題ないと思われますが、問題が発生した場合には対応していただきます。8番（日照通風）問題なし。9番（小作地か）問題なし。10番（農振法）：農用地区域外です。賃借価格については、10a当たり10万円です。30年間賃貸借されます。以上で調査報告を終わります。

議長 調査報告が終わりましたので、質疑がある方の挙手をお願いします。

無いようですので、採決にうつります。調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号3番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。

議長 議第47号案農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第47号案農用地利用集積等促進計画について（朗読）

今回、所有権移転が2件、利用権設定が15件です。

利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。

（1番～15番適格の報告あり）

議 長 質問のある方はいらっしゃいませんか。それでは、農用地利用集積等促進計画について異議のない方の挙手を求めます。(全委員:挙手) それでは、適格といたします。次に議第48号案 非農地証明願いに対する認定についてを議題とします。事務局からの説明をお願いします。

事務局 議第48号案 非農地証明願いに対する認定について(朗読)

議 長 調査番号1番について、木上地区から調査報告をお願いします。

7 番 調査番号1番について、木上地区を代表して7番委員から調査報告します。

(調査番号1) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。12月5日午後1時30分から木上地区の農業委員3名で現地調査を行いました。現地は自宅周辺で酪農をされていた頃の跡地で、原野のような状況です。今後も耕作される見込みは無く、農業委員3名で協議した結果、非農地かはやむを得ないと判断いたしました。

議 長 調査報告が終わりましたので、質問のある方は挙手の上お願いします。無いようですので、採決にうつります。調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員:挙手) 全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。

報告第10号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約についてを議題とします。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 報告第10号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について(朗読) 資料のとおり適切に合意解約されていることを報告いたします。

8 番 番号1と2はどういった意味なのか説明して欲しい。

事務局 親子間の使用貸借であるが、親から公社が借上げて、公社が子に貸すため、このような記載になる。

議 長 ご質問等はございませんか。それでは、これをもちまして12月総会を閉会いたします。

終了後、売買・貸借相談案件担当決め

令和8年度農業委員会研修について

遊水機能を有する土地の候補地についての検討について

集積・集約化に向けた話し合い結果について

新年会について

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年12月10日

農業委員会会長

2 番 農業委員

3 番 農業委員